

平成25年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

森林・林業総室（内線：7301）→事業実施：林政企画課

2目 貸付事業費

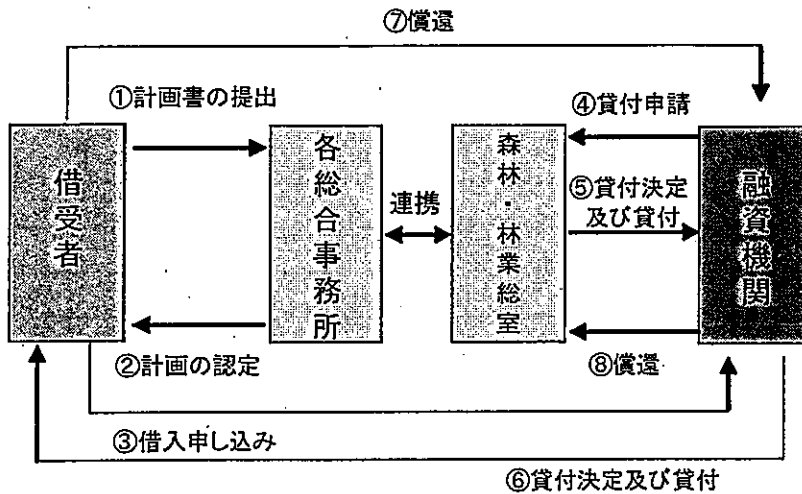
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付事業費	70,000	70,000	0			(繰越金等) 70,000		
トータルコスト	74,766千円(前年度74,828千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	制度説明・周知、計画認定、貸付審査・貸付決定・支払・貸付後の審査、 国との調整・計画申請・報告・会計管理、債権回収							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

林業経営及び木材産業経営の改善、林業労働による労働災害の防止及び林業労働に従事する者の確保を目的として、事業者が創意工夫を活かして行う取組を支援するため、その必要な資金を無利子で貸付けるための経費である。



2 主な事業内容

事業者への貸付業務は金融機関が行い、県は貸付原資を金融機関に貸付ける。

(単位：千円、件)

区分	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
貸付額 (貸付件数)	35,540 (6)	23,215 (3)	13,596 (6)	27,085 (5)	65,420 (4)

平成25年度当初予算歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

節	款項目	林業・木材産業改善資金助成事業特別会計			
		1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費			
		1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費			
			1目 業務費	2目 貸付事業費	
1	報酬				
2	給料				
3	職員手当等				
4	共済費				
5	災害補償費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃金				
8	報償費				
9	旅費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交際費				
11	需用費				
12	役務費				
13	委託料	136	136	136	136
14	使用料及び賃借料				
15	工事請負費				
16	原材料費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				
19	負担金、補助及び交付金	1,270	1,270	1,270	1,270
20	扶助費				
21	貸付金	70,000	70,000	70,000	70,000
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料				
24	投資及び出資金				
25	積立金				
26	寄付金				
27	公課費				
28	繰出金				
	計	71,406	71,406	71,406	1,406 70,000
財	国庫支出金				
源	繰入金	785	785	785	785
内	その他	70,621	70,621	70,621	621 70,000
訳	事業収入				

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費		
1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費		
1目 業務費		
負担金、補助 及び交付金	・林業・木材産業改善資金取扱金融機関 事務費補助金	1,270
2目 貸付事業費		
貸 付 金	・林業・木材産業改善資金貸付金	70,000

平成25年度鳥取県営林事業特別会計当初予算説明資料

3項 処分事業費
1目 立木処分費

森林・林業総室(内線:7298)→事業実施:森林づくり推進課
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
処分事業費	9,099	9,740	△641			(財産収入) 9,099		
トータルコスト	21,809千円 (前年度 22,614千円) [正職員:1.6人]							
主な業務内容	間伐材の搬出経費、木材市場手数料、分収交付金							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の収入間伐における木材の搬出及び木材販売に係る市場手数料に伴う経費である。								
2 主な事業内容 (1)間伐により収益が見込まれる県営林について、木材(間伐材)を搬出して、市場において販売する。 (2)契約期間満了した県行造林地の立木評価を行い、契約の解除を行う。								

4項 管理事業費
1目 管理事業費

森林・林業総室(内線:7298)→事業実施:森林づくり推進課
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理事業費	25,795	16,927	8,868			(財産収入等) 5,178	20,617	
トータルコスト	38,505千円 (前年度 28,996千円) [正職員:1.6人]							
主な業務内容	県営林の管理、林道等の維持管理、県行造林地の調査業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 林道及び作業道の維持管理、「緑の循環」認証会議(SGECエスジェック)による森林認証の管理審査等を行い、県営林を適切に管理する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	事業内容							予算額
県有林維持管理	県有林林道・作業道の草刈及び側溝の清掃、立木調査							13,172
作業道災害復旧	県有林作業道の被災箇所への復旧							1,329
負担金及び交付金	緑資源幹線林道賦課金、立木補償金の分収交付金							6,322
需用費	林道管理用資材、侵入防止柵修繕							581
役務費	森林国営保険加入、森林認証(SGEC)定期審査、支障木搬出、J-VER取引手数料、県有林内ゴミ処理							1,194
繰出金	一般会計への繰出(J-VER収入の繰出:全国植樹際準備事業)							2,952
公課費	消費税							120
事務費	調査旅費							125
合 計							25,795	

平成25年度鳥取県営林事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

1目 元 金

森林・林業総室(内線:7298)→事業実施:森林づくり推進課
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	53,677	52,087	1,590				53,677	
トータルコスト	54,471千円 (前年度 52,892千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	元金償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 日本政策金融公庫からの融資に係る元金償還金である。								
2 主な事業内容 日本政策金融公庫からの融資に係る元金償還業務。								

森林・林業総室(内線:7298)→事業実施:森林づくり推進課
(単位:千円)

2目 利 子

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利 子	37,209	38,799	△1,590			(繰越金) 1	37,208	
トータルコスト	38,003千円 (前年度 39,604千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	利子償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 日本政策金融公庫からの融資に係る利子償還金である。								
2 主な事業内容 日本政策金融公庫からの融資に係る利子償還業務。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

森林・林業総室(内線:7298)→事業実施:森林づくり推進課

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 西郷県有林管理事業	(5,292)	(0)	(5,292)			(5,292)		

事業内容の説明

※商工労働部の緊急雇用創出事業で一括計上

西郷県有林の立木の状況や森林現況の調査等を行うことにより、今後の施業計画樹立など適正な管理に資する。

【主な事業内容】

- ・造林地の踏査による管理図面との照合
- ・造林木の立木調査(標準地による樹高、胸高直径、本数の測定)
- ・県有林内の作業道の現況調査及び草刈り等軽易な維持管理作業

【委託先】

林業事業体等

雇用創出人数 2人

平成25年度当初予算歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

款項目 節	県営林事業特別会計									
	1款 県営林事業費									
	1項 職員費		2項 保育事業費		3項 処分事業費		4項 管理事業費			
		1目 職員費	1目 保育事業費		1目 立木処分費		1目 管理事業費			
1 報酬										
2 給料	18,405	18,405	18,405	18,405						
3 職員手当等	9,275	9,275	9,275	9,275						
4 共済費	6,750	6,750	6,750	6,750						
5 災害補償費	20	20			20	20				
6 恩給及び退職年金										
7 貸金										
8 報償費										
9 旅費	125	125							125	125
費用弁償										
普通旅費	125	125							125	125
特別旅費										
10 交際費										
11 需用費	871	871			290	290			581	581
12 役務費	3,834	3,834			210	210	2,430	2,430	1,194	1,194
13 委託料	42,786	42,786			23,944	23,944	5,670	5,670	13,172	13,172
14 使用料及び賃借料										
15 工事請負費	1,329	1,329							1,329	1,329
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費										
19 負担金、補助及び交付金	7,321	7,321					999	999	6,322	6,322
20 扶助費										
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料	90,886									
24 投資及び出資金										
25 積立金										
26 寄付金										
27 公課費	120	120							120	120
28 繰出金	2,952	2,952							2,952	2,952
計	184,674	93,788	34,430	34,430	24,464	24,464	9,099	9,099	25,795	25,795
財源										
国庫支出金	11,218	11,218			11,218	11,218				
源 繰入金	150,401	59,516	34,430	34,430	4,469	4,469			20,617	20,617
内 その他	401	400							400	400
取 事業収入	22,654	22,654			8,777	8,777	9,099	9,099	4,778	4,778

(単位:千円)

節	款項目	2款 公債費		
			1項 公債費	
			1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬			
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 遺 属 年 金			
7	貸 金			
8	報 償 費			
9	旅 費			
	費 用 弁 償			
	普 通 旅 費			
	特 別 旅 費			
10	交 際 費			
11	需 用 費			
12	役 務 費			
13	委 託 料			
14	使 用 料 及 び 賃 借 料			
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費			
18	備 品 購 入 費			
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金			
20	扶 助 費			
21	貸 付 金			
22	補 償、補 填 及 び 給 償 金			
23	償 還 金、利 子 及 び 引 当 料	90,886	90,886	53,677 37,209
24	投 資 及 び 出 資 金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	計	90,886	90,886	53,677 37,209
財	庫 支 出 金			
繰	入 金	90,885	90,885	53,677 37,208
内	そ の 他	1	1	1
取	事 業 収 入			

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1 款 県営林事業費	
1 項 職 員 費	
1 目 職 員 費	
給 料	・一般職員 5人
3 項 処 分 事 業 費	
1 目 立木処分費	
負担金、補助及 び交付金	・土地所有者交付金 999
4 項 管 理 事 業 費	
1 目 管 理 事 業 費	
負担金、補助及 び交付金	・緑資源幹線林道賦課金 6,191 ・土地所有者交付金 100 ・公有林野全国協議会会費 31
2 款 公 債 費	
1 項 公 債 費	
1 目 元 金	
償還金、利子及 び割引料	・造林資金償還金 39,411 ・施業転換資金償還金 14,266
2 目 利 子	
償還金、利子及 び割引料	・造林資金償還金 35,136 ・施業転換資金償還金 2,073

給 与 費 明 細 書

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費				合 計		備 考		
		給料		職員手当		計		初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	合計 (千円)				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)									
本年度	5	18,405	8,865	27,270	6,750	34,020										
前年度	5	18,610	8,950	27,560	7,075	34,635										
比較	0	△ 205	△ 85	△ 290	△ 325	△ 615										
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)				
	本年度	640	0	320	4,120	2,405	570	420	0	0	355	0				
	前年度	645	0	325	4,165	2,430	580	425	0	0	340	0				
	比較	△ 5	0	△ 5	△ 45	△ 25	△ 10	△ 5	0	0	15	0				
	区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務 手当 (千円)	義務教育等 教員特別手 当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)						
	本年度	5	0	0	0	0	0	0	30	0						
前年度	5	0	0	0	0	0	0	35	0							
比較	0	0	0	0	0	0	0	△ 5	0							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減	減		
給料	△ 205	1	制度改正に伴う増減分	△ 355 (1) 給与改定に伴う減分	給与改定の状況(平成25年1月以降適用)給料月額を1.8%引下げ(医療職給料表(1)を除く)
		2	昇給に伴う増加分	245 (1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.25%
		3	その他の増減分	△ 95 (1) 新陳代謝等に係る減分	△ 95
職員手当	△ 85	1	制度改正に伴う増減分	△ 130 (1) 管理職手当 (2) 期末・勤怠手当	△ 5 管理職手当を1.8%引下げ △ 125 給与月額1.8%減に伴う減
		2	その他の増減分	45 (1) その他の増分	45

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成25年1月1日現在	平均給料月額(円)	295,540
	平均給与月額(円)	321,043
	平均年齢(歳)	42.60
平成24年1月1日現在	平均給料月額(円)	295,220
	平均給与月額(円)	334,381
	平均年齢(歳)	41.60

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高 校	卒	137,100
	卒	169,700
大 学	高 校 卒	140,100 (133,418)
	大 学 卒	172,200 (163,987)

※国の制度の括弧内の額は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく給与減額支給措置による減額後の額

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級 別	職 員 数 (人)	備 成 比 (%)
平成 25 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級	3	60.0
	3 級	1	20.0
	4 級		
	5 級	1	20.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

區 分	行 政 職		
	級 別	職 員 數 (人)	構 成 比 (%)
平成24年1月1日現在	1 級	1	20.0
	2 級	2	40.0
	3 級	1	20.0
	4 級		
	5 級	1	20.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区	分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		主事又は技師の職務	高長の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内閣組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務
	行政職									

工 界 給

区	分		行	数	職	
本 年 度	職 員 数 (A)	(人)			5	
	界 給 に 係 る 職 員 数 (B)		(人)		5	
	号 給 数 別 内 訳		2号給(人)		1	
			3号給(人)			
			4号給(人)		3	
			5号給(人)		1	
	比 率 (B)/(A)	(%)			100.0	
	職 員 数 (A)	(人)			5	
	前 年 度	界 給 に 係 る 職 員 数 (B)		(人)		3
		号 給 数 別 内 訳		2号給(人)		1
3号給(人)						
4号給(人)					1	
5号給(人)					1	
比 率 (B)/(A)		(%)			60.0	

才 期末手当・退職手当

区分	支給期別		支給率	支給率計(月分)	職階上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年	1.855	2.045	3.9	有		
前年	1.855	2.045	3.9	有		
国の制	1.9	2.05	3.95	有		

カ 定年退職及び特別退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国の制率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 なる	配偶者の手当額10,500円
地 域 手 当	異 なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	同 じ	—
迎 勤 手 当	異 なる	自動車等使用者の手当額(通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の1/2を支給、最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
		千円 1,426,440	千円 1,374,354	千円 0	千円 53,677	千円 1,320,677
	県営林事業債					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	繰入金		
平成20年度 緑資源幹線林道事業賦 課金	千円 69,785	平成21年度から 平成24年度まで	千円 34,326	平成25年度から 平成38年度まで	千円 35,459	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
						千円	千円	千円	千円
									35,459

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 使用料及び手数料			150,524	194,899	△ 44,375			
	1 使用料		150,524	194,899	△ 44,375			
		1 魚市場使用料		150,524	194,899	△ 44,375	1 魚市場使用料	150,524
2 繰入金			98,770	99,570	△ 800			
	1 一般会計繰入金		98,770	99,570	△ 800			
		1 一般会計から繰入		92,742	99,570	△ 6,828	1 一般会計から繰入	92,742
		2 一般会計から借入		6,028	0	6,028	2 一般会計から借入	6,028
3 繰越金			1	1	0			
	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金		1	1	0	1 前年度繰越金	1
4 雑収入			8,084	8,003	81			
	1 雑収入		8,084	8,003	81			
		1 雑収入		8,084	8,003	81	1 雑収入	8,084
歳入合計			257,379	302,473	△ 45,094			

平成25年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

1款 事業費

1項 事業費

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	繰入金	
魚市場事業 (職員人件費)	13,787	14,035	△248			9,651	4,136	
事業内容の説明								
県営境港水産施設事業特別会計にて支弁する職員2名分の人件費である。								
魚市場事業 (事業費)	150,950	212,991	△62,041			(使用料等) 102,580	48,370	
トータルコスト	166,838千円 (前年度 229,083千円) [正職員:2.0人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	県営境港水産物地方卸売市場の維持管理、施設修繕、巡視							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1. 事業の目的・概要</p> <p>市場の管理運営に要する経費である。 平成21年度から指定管理制度を導入し、業務の一部を委託している。</p> <p>2. 主な事業内容</p> <p>市場管理委託費 (指定管理制度) 134,361千円 その他管理運営経費 16,589千円</p>								
(休止) 安全と安心の市場と みなとづくり事業 (事業費)	0	12,638	△12,638					
トータルコスト	0千円 (前年度 15,052千円)							
事業内容の説明								
「いちば」と「みなと」という資源を有効活用するとともに「安全、安心な産地市場としての機能充実」を図るため、施設設備を整備する事業であるが、市場全体で高度衛生化の検討を行っていることから、事業の進捗を調整するものである。								

平成25年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水産課 (内線: 7309)

1目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元金	80,967	49,610	31,357			(使用料) 40,484	40,483	
トータルコスト	80,967千円 (前年度 49,610千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	元金償還							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
魚市場建設に伴う県債の元金償還に要する経費である。								

水産課 (内線: 7309)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	11,675	13,199	△1,524			(使用料) 5,894	5,781	
トータルコスト	11,675千円 (前年度 13,199千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
魚市場建設に伴う県債の利子支払に要する経費である。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料
平成25年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

5項 水産業費

7目 漁港管理費

空港港湾課(内線7311)

1款 事業費

1項 事業費

境港水産事務所(内線:0859-42-3167)

1目 魚市場事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】 境漁港管理委託費 (指定管理者制度)	(債務負担行為) 34,400 0	0	0				(債務負担行為) 34,400 0	
【特別会計】 鳥取県営境港水産物 地方卸売市場管理委 託費 (指定管理者制度)	(債務負担行為) 680,435 0	0	0			(債務負担行為) 680,435 0		
トータルコスト	0千円(前年度0千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 目的 境港水産物地方卸売市場と境漁港は、利用者のニーズに対応した管理運営、サービスの向上、民間手法の導入による管理運営費の節減を図るため、平成21年度から導入した指定管理者制度による施設の管理委託等について、現在の管理者の指定期間が満了する平成26年度以降も引き続き指定管理者に業務を委託するための債務負担行為を行う。</p> <p>2 指定管理者に委託する業務 (1)施設設備の維持管理 (2)施設の運営 (3)その他知事のみの特権に属する事務を除く業務</p> <p>3 指定管理者の指定方法 現在の管理者である境港水産物市場管理株式会社(三卸売業者(境港魚市場㈱、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合JFしまね)が出資し設立された株式会社)を指名指定する。</p> <p>4 指定期間 5年間(平成26年度～30年度)</p> <p>5 限度額 (一般会計) 34,400千円(6,880千円×5年) (特別会計) 680,435千円(136,087千円×5年)</p> <p>6 余剰金の取扱い 精算時に委託料の残(余剰金)の2/3を指定管理者の収入とする。(残りの1/3は県に返納)</p>								

平成25年度 当初予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

款項目 節	県営境港水産施設事業特別会計								
		1款事業費			2款公債費				
			1項事業費	1目 魚市場事業費		1項公債費	1目 元金	2目 利子	
1 総額	2,126	2,126	2,126	2,126					
2 給料	7,362	7,362	7,362	7,362					
3 職員手当等	3,725	3,725	3,725	3,725					
4 共済費	3,033	3,033	3,033	3,033					
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金									
8 報償費									
9 旅費	147	147	147	147					
費用弁償									
普通旅費	147	147	147	147					
特別旅費									
10 交際費									
11 需用費	856	856	856	856					
12 役務費	602	602	602	602					
13 委託料	134,361	134,361	134,361	134,361					
14 使用料及び賃借料	2,305	2,305	2,305	2,305					
15 工事請負費									
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	45	45	45	45					
19 負担金、補助及び交付金	361	361	361	361					
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	101,369	8,727	8,727	8,727	92,642	92,642	80,967	11,675	
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費	1,087	1,087	1,087	1,087					
28 繰出金									
予備費									
計	257,379	164,737	164,737	164,737	92,642	92,642	80,967	11,675	
財 源 内 訳	国庫支出金								
	繰入金	98,770	52,506	52,506	52,506	46,264	46,264	40,483	5,781
	その他	8,085	8,085	8,085	8,085				
	事業収入	150,524	104,146	104,146	104,146	46,378	46,378	40,484	5,894

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 事 業 費		
1 項 事 業 費		
1 目 魚市場事業費		
報 酬	非常勤職員	1 人
給 料	一般職員	2 人
負担金、補助及び交付金	・ 国有資産等所在市町村交付金	3 6 1
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金	8, 7 2 7
2 款 公 債 費		
1 項 公 債 費		
1 目 元金		
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金	8 0, 9 6 7
2 目 利子		
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金	1 1, 6 7 5

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費										合計 (千円)	備考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (百分)	調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)						
本年度	長等														
	職員														
	その他の特別職	1	2,126								2,126	333		2,459	
	計	1	2,126								2,126	333		2,459	
前年度	長等														
	職員														
	その他の特別職	1	2,121								2,121	327		2,448	
	計	1	2,121								2,121	327		2,448	
比較	長等														
	職員														
	その他の特別職	0	5								5	6		11	
	計	0	5								5	6		11	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数		給与費							共済費	合計		備考		
	区分	職員数 (人)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)						
補正後		2	8,452	3,784	12,236				3,030	15,266					
補正前		2	7,444	3,595	11,039				2,830	13,869					
比較		0	1,008	189	1,197				200	1,397					
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特別勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	補正後	447	130		130	1,927	1,066	199	0	0		15	0		
	補正前	258	130		130	1,666	972	232	170			15	136		
	比較	189	0		0	261	94	△ 33	△ 170			0	△ 136		
	補正後	0													
	補正前	2													
比較	△ 2														

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	明 (千円)	備考
		増	減			
給料	△ 82	1	制度改正に伴う増減分	△ 142	(1) 給与改定に伴う減分	給与改定の状況(平成25年1月以降適用)給料月額を1.8%引下げ(医療職給料表(1)を除く)
		2	昇給に伴う増加分	98	(1) 本年度昇給発令に係る所要額	平均昇給率 1.25%
		3	その他の増減分	△ 38	(1) 定数増減等に係るもの (2) 新陳代謝等に係る減分	0 △ 38
職員手当	△ 34	1	制度改正に伴う増減分	△ 52	(1) 管理職手当 (2) 期末・勤勉手当	△ 2 管理職手当を1.8%引下げ △ 50 給与月額1.8%減に伴う減
		2	その他の増減分	18	(1) 退職手当 (2) 定数増減等に係るもの (3) 新陳代謝等に係る減分	0 0 18

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成25年1月1日現在	平均給料月額(円)	342,250
	平均給与月額(円)	385,581
	平均年齢(歳)	46.50
平成24年1月1日現在	平均給料月額(円)	350,900
	平均給与月額(円)	362,100
	平均年齢(歳)	49.50

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高 校	卒	137,100
大 学	卒	169,700
国 の 制 度	高 校 卒	140,100 (133,418)
	大 学 卒	172,200 (163,987)

※ 国の制度の届出の額は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき給与減額支給措置による減額後の額

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成26年1月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級	1	50.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区	分	行政職		
		級	職員数 (人)	構成比 (%)
		1 級		
		2 級		
		3 級	1	50.0
		4 級	1	50.0
		5 級		
		6 級		
		7 級		
		8 級		
		9 級		
		計	2	100.0

平成24年1月1日現在

(個別の限定的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局（局に相当するものを含む。）及び課（課に相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 昇給

区	分	合計	行政職	
本年度	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2	
	号給別内訳			
	2号給 (人)			
	3号給 (人)			
	4号給 (人)	2	2	
	5号給 (人)			
	比率 (B)/(A) (%)	100.0	100.0	
	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1	
前年度	号給別内訳			
	2号給 (人)			
	3号給 (人)			
	4号給 (人)	1	1	
	5号給 (人)			
	比率 (B)/(A) (%)	50.0	50.0	

才 別末手当・勤続手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
木 年 度	1. 855	2. 045	3. 9	有	
前 年 度	1. 855	2. 045	3. 9	有	
国 の 制 度	1. 9	2. 05	3. 95	有	

カ 定年退職及び繰上退職に係る退職手当

区 分	2 0 年 勤 続 の 者 (月分)	2 5 年 勤 続 の 者 (月分)	3 5 年 勤 続 の 者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	3 0. 55	4 1. 34	5 9. 28	5 9. 28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
国 の 制 度 (支 給 率 等)	2 8. 7875	3 8. 955	5 5. 86	5 5. 86	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養	手 当	異 な る	配偶者の手当額10,500円
地 域	手 当	異 な る	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居	手 当	同 じ	
通 勤	手 当	異 な る	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	県営境港水産施設 事業債	千円 826,026	千円 776,417	千円 0	千円 80,967	千円 695,450

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	国庫支出金	地方債	その他	繰入金
平成25年度 鳥取県営境港水産物地 方卸売市場管理委託	千円 680,435		千円 680,435	平成26年度から 平成30年度まで	千円 680,435		千円	千円	千円 680,435	千円

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円		千円	
1	繰入金		1,160	1,196	△ 36			
	1 一般会計繰入金		1,160	1,196	△ 36			
		1 一般会計から繰入	1,160	1,196	△ 36	1 一般会計から繰入	1,160	
2	繰越金		79,204	72,252	6,952			
	1 繰越金		79,204	72,252	6,952			
		1 繰越金	79,204	72,252	6,952	1 前年度繰越金	79,204	
3	諸収入		20,796	27,748	△ 6,952			
	1 貸付金元利収入		20,796	27,748	△ 6,952			
		1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	20,796	27,748	△ 6,952	1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	20,796	
歳 入 合 計			101,160	101,196	△ 36			

平成25年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費

1項 沿岸漁業改善資金貸付事業費

水産課 (内線: 7309)

1目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	1,160	1,196	△36				1,160	
トータルコスト	1,160千円 (前年度 1,196千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	事務委託料の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業改善資金貸付金の貸付及び償還事務を信漁連に委託するのに要する経費である。								

水産課 (内線: 7309)

2目 貸付金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付金	100,000	100,000	0			(諸収入等) 100,000		
トータルコスト	102,383千円 (前年度 102,414千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	貸付申請・完了報告の審査、貸付金事務、償還事務、周知説明							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業の生産技術の改善、生活環境の改善及び漁業後継者の育成確保を図るため、沿岸漁業従事者等に対して、短・中期の無利子資金の貸付を行う。								
(単位: 千円)								
区 分	貸付対象	償還期間	本年度 融資枠	貸付限度額				
経営等改善資金	エンジン、GPS、魚群探知機、養殖施設等	2~10年	87,000	500~25,000				
生活改善資金	居室、炊事施設、衛生施設等	2~7年	6,000	100~1,500				
青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始資金、研修教育資金等	3~10年	7,000	1,500~20,000				
計			100,000					

平成25年度当初予算歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位:千円)

節	款 項 目	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計			
		1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
		1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
			1 目 業 務 費	2 目 貸 付 金	
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
5	災 害 補 償 費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃 金				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料	1,160	1,160	1,160	1,160
14	使用料及び賃借料				
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	100,000	100,000	100,000	100,000
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料				
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	101,160	101,160	101,160	100,000
財源内訳	国庫支出金				
	繰 入 金	1,160	1,160	1,160	1,160
	そ の 他				
	事業収入	100,000	100,000	100,000	100,000

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費		
1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業		
2 目 貸 付 金		
貸 付 金	・鳥取県沿岸漁業改善資金貸付金	100,000

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 森林所有者等が行う間伐材搬出等事業に要する経費に対する助成を継続することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、条例の失効期限を延長する等の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 補助対象事業を、「間伐を実施し、かつ、間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売する事業」とするとともに、事業の名称を「間伐材搬出等事業（現行：間伐材搬出促進事業）」とする。 (2) 条例の失効期限を平成27年3月31日（現行：平成25年3月31日）とする。</p> <p>3 施行期日等 (1) 平成25年4月1日とする。 ただし、2概要の(2)については公布日を施行期日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県間伐材搬出等事業助成条例</u></p>	<p><u>鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>間伐材搬出等事業</u>を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>間伐材搬出促進事業</u>を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>間伐材搬出等事業</u> 間伐を実施し、かつ、<u>間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売する事業をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>間伐材搬出促進事業</u> <u>間伐した現地に集積された間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。</u></p> <p>(2) 略</p>
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>間伐材搬出等事業</u>を実施する森林所有者等に対し、<u>予算の範囲内で間伐材搬出等事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付する。</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>間伐材搬出促進事業</u>を実施する森林所有者等に対し、<u>予算の範囲内で間伐材搬出促進事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付する。</p>
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>間伐材搬出等事業</u>に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>間伐材搬出促進事業</u>に要する経費の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1. 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1. 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 改正後の鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正されたことに伴い、家畜の検査のうち、ヨーネ病にリアルタイムPCR法を追加し、豚コレラを削除し、根拠条文について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり家畜の検査手数料を追加及び削除する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>手数料の金額</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) ヨーネ病のうち リアルタイムPCR法</td> <td>設定なし</td> <td>2,390円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 豚コレラ</td> <td>260円</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 根拠条文について、家畜伝染病予防法第5条（発生予防の検査）のみとし、同法第4条の2（新疾病の発生予防の検査）、31条（まん延防止の検査）は削除する。</p> <p>(3) 腐蛆病については、同法第32条（移動制限の検査）を根拠条文に加える。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。 ただし、2概要の（1）については、平成25年4月1日を施行日とする。</p>	手数料の金額	現行	改正後	(ア) ヨーネ病のうち リアルタイムPCR法	設定なし	2,390円	(イ) 豚コレラ	260円	削除
手数料の金額	現行	改正後								
(ア) ヨーネ病のうち リアルタイムPCR法	設定なし	2,390円								
(イ) 豚コレラ	260円	削除								

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(223) 略</p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） <u>第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ ヨーネ病 (ア)・(イ) 略 <u>(ウ) リアルタイムPCR法による検査 1件につき2,390円</u></p> <p>(225) 家畜伝染病予防法第8条の規定に基づく家畜の検査（前号に規定する検査に限る。）を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p><u>(225の2) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規則の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病の検査 1件につき60円</u></p> <p><u>(225の3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規則の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病の検査に合格した旨の証明書の交付 1件につき400円</u></p> <p>(226) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につき150円に蜂群の数を乗じた額（その額が2,300円を超えるときは、2,300円）</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(223) 略</p> <p>(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） <u>第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。）</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ ヨーネ病 (ア)・(イ) 略</p> <p><u>ク 豚コレラ 1件につき260円</u></p> <p>(225) 家畜伝染病予防法第8条（<u>同法第31条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定に基づく家畜の検査（<u>同法第4条の2第3項の規定に基づく家畜の検査及び同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。</u>）を行った旨の証明書の交付 1件につき400円</p> <p>(226) 養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規定に基づく転飼の許可 1場所につき150円にほう群の数を乗じた額（その額が2,300円を超えるときは、2,300円）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第226号の改正規定（同号キ(イ)の次に(ウ)を加える部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。

条
例
名
等
財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）について

1 提出理由
公共育成牧場の安定的な運営を図るため、放牧場の運営を通じた預託牛の育成事業を行う公益財団法人鳥取県畜産振興協会に対し、同事業の用に供する放牧場の土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。

2 概要

(1) 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市越路字破山737番1ほか220筆	1,921,564.69平方メートル
建 物	畜舎ほか(21棟)	鳥取市越路字蓬谷、上大平及び狼谷地内
工作物	雑用水施設及び電気施設等	鳥取市越路及び円通寺地内
土 地	鳥取市国府町雨滝字河合谷956番1ほか5筆	1,268,872.00平方メートル
建 物	避難舎ほか(9棟)	鳥取市国府町雨滝字河合谷地内
工作物	雑用水施設及び電気施設等	〃
土 地	鳥取市河原町北村字兵円山891番16ほか117筆	1,348,634.34平方メートル
建 物	看視舎ほか(8棟)	鳥取市河原町北村字兵円山地内
工作物	雑用水施設及び電気施設等	鳥取市河原町北村、弓河内及び小河内地内
建 物	農具舎ほか(7棟)	東伯郡三朝町大字俵原字菅原地内
工作物	給水施設及び電気施設等	〃
土 地	西伯郡伯耆町小林字水無原2番5ほか21筆	1,367,742.20平方メートル
建 物	畜舎ほか(20棟)	西伯郡伯耆町小林字水無原地内
工作物	給水施設及び電気施設等	西伯郡伯耆町小林字水無原及び金屋谷字水無原地内

(2) 相手方
鳥取市越路字蓬谷775番地1
公益財団法人 鳥取県畜産振興協会

(3) 貸付期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

件名	財産を無償で譲渡すること(林道籠山線)について										
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道籠山線 (智頭工区)</td> <td>土 地</td> <td>八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ越 328番4ほか26筆</td> <td>3,009.48 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 智 頭 町</p> <p>(3) 理 由 工事完了後は事業実施市町村へ引き渡すことを前提に実施している県営林道事業について、林道籠山線の完成区間を無償で譲渡しようとするものである。</p>			名 称	種 類	所 在 地	数 量	林道籠山線 (智頭工区)	土 地	八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ越 328番4ほか26筆	3,009.48 平方メートル
名 称	種 類	所 在 地	数 量								
林道籠山線 (智頭工区)	土 地	八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ越 328番4ほか26筆	3,009.48 平方メートル								